中央競馬

Q & A

【日本国外居住者版】

目　次

１．生産

Q1－1.	日本の競馬における競走馬のサイクルはどのようになっているのか。
Q1－2.	競走馬の生産頭数は。
Q1－3.	競走馬の生産地は。

２．競走馬の購買

Q2－1.	競走馬の購買について、どのような方法があるのか。
Q2－2.	セリ市場とは。
Q2－3.	血統の登録はどのようにすればよいのか。
Q2－4.	馬名の登録はどのようにすればよいのか。

３．育成

Q3－1.	育成馬の預託料および育成内容について。

４．入厩（調教）

Q4－1.	所有する競走馬登録馬は必ずＪＲＡが管理するトレーニング・センターに入厩させなければならないのか。
Q4－2.	美浦・栗東両トレーニング・センターへの入厩方法と手続きはどのようにすればよいのか。
Q4－3.	競走馬登録の仕組みはどのようになっているのか。
Q4－4.	早期特例登録制度とは。
Q4－5.	服色登録の仕組みはどのようになっているのか。
Q4－6.	所有馬に関して馬主がしなければいけないことはどのようなことがあるのか。また、それらを調教師等に委任できるのか。
Q4－7.	競走馬が入厩してからかかる経費にはどのようなものがあるのか。
Q4－8.	１頭の競走馬を共同で所有する場合の手続きはどのようにすればよいのか。
Q4－9.	競走馬を他の馬主に売却（譲渡）したい場合はどのような手続きが必要か。
Q4－10.	ＪＲＡは調教師を紹介してくれないのか。
Q4－11.	調教師との間でトラブルが発生した場合、ＪＲＡが間に入って解決してくれるのか。
Q4－12.	所属厩舎（預託調教師）を変更したい場合はどのような手続きが必要か。
Q4－13.	自らの馬主登録名義を他人に貸して馬を出走させた場合は。
Q4－14.	競走馬を借り受けて出走させることは可能か。
Q4－15.	1年抹消とは。
Q4－16.	地方競馬で出走している馬が中央競馬に転入できる条件は。
Q4－17.	入厩検疫と出走までの入厩義務期間は。
Q4－18.	調教師が預託できる頭数には限度があるのか。
Q4－19.	出走に先立ち、調教状態等をチェックされるのか。

５．競走（出走）

Q5－1.　中央競馬の開催日割と開催概況は。
Q5－2.　競馬番組はいつ発表されるのか。
Q5－3.　競走の種類と競走条件は。
Q5－4.　収得賞金とは。
Q5－5.　一般競走、特別競走、重賞競走、リステッド競走とは。
Q5－6.　重賞競走のグレード制とは。
Q5－7.　いわゆる別定戦、ハンデ戦とは。
Q5－8.　馬の成績によって出走できない競走があるのか。
Q5－9.　出走馬の馬番（枠順）はどのようにして決められるのか。
Q5－10. 出走の申込みはどのようにするのか。
Q5－11. 出走を取り消したい場合はどうしたらよいのか。
Q5－12. 特別登録料とは。
Q5－13. 競馬の一般事項とは。
Q5－14. ３走成績による平地競走の出走制限とは。
Q5－15. 開催執務委員の指示事項とは。
Q5－16. レースで失格となるのはどのような場合か。
Q5－17. レースで降着となるのはどのような場合か。
Q5－18. 禁止薬物とは。
Q5－19. 規制薬物とは。
Q5－20. 禁止行為とは。
Q5－21. 失格又は降着の裁決の申立てとは。
Q5－22. 着順確定後の失格（事後失格）とは。
Q5－23. 不服申立て（アピール）制度とは。
Q5－24. タイムオーバーとは。
Q5－25. 痼疾馬の出走制限とは。
Q5－26. 中央競馬に登録のある馬は、地方競馬にも出走できるのか。
Q5－27. 地方競馬指定交流競走に出走する場合の方法は。
Q5－28. 地方競馬に出走した場合の賞金等はどうなるのか。
Q5－29. 馬主が受け取ることのできる賞金等にはどのようなものがあるのか。
Q5－30. 本賞とは。
Q5－31. 距離別出走奨励賞とは。
Q5－32. 内国産馬所有奨励賞とは。
Q5－33. 出走奨励金とは。
Q5－34. 特別出走手当とは。
Q5－35. 繁殖牝馬所有者賞とは。
Q5－36. 進上金とは。
Q5－37. 競馬賞金等はどのような方法で支払われるのか。
Q5－38. 競馬賞金振込用の銀行口座は海外のものでもよいのか。
Q5－39. 賞金等に関して税制度はどのようになっているのか。
Q5－40. 馬主賞品とは。
Q5－41. 賞品に対しても課税されるのか。

６．競馬観戦

Q6－1.　開催競馬場で立ち入り可能な場所について。
Q6－2.　連絡責任者は競馬場に自由に出入りできるのか。
Q6－3.　優勝馬との記念撮影について。
Q6－4.　特別競走の表彰について。
Q6－5.　競馬についての資料は、どこに行けば入手できるのか。
Q6－6.　中央競馬の情報をインターネットで入手できるのか。

７．競走馬登録の抹消

Q7－1.　競走馬登録抹消後の馬の行き先は。
Q7－2.　所有馬を地方競馬に在籍させて出走させるにはどうすればよいか。

８．繁殖

Q8－1.　現役競走馬を繁殖馬とする場合の手続きは。

９．競馬関係者

Q9－1.　競馬に携わる人々には、どのような人がどんな役割を担っているのか。
Q9－2.　中央競馬には何名の馬主がいるのか。
Q9－3.　本名以外の名前を馬主名として使用したいのだが。

１０．競走馬の事故

Q10－1. 競馬や調教の時に馬が怪我をした場合は。
Q10－2. 競走馬診療所とは。
Q10－3. 競走馬事故見舞金とは。
【参考】　ＪＲＡ場苑校所関係住所

1．生　産

Q1－1 日本の競馬における競走馬のサイクルはどのようになっているのか。

A．　毎年冬から春に誕生するサラブレッドは、馬主に購買された後、牧場での育成調教を経て、預託先の調教師が所属する美浦・栗東いずれかのトレーニング・センターに入厩します。２歳の６月から新馬競走が編成されており、競走に出走し、やがて中央競馬から引退します。その後は、競走成績や血統等により繁殖、地方競馬、乗馬等に供用されるのが一般的です。

Q1－2 競走馬の生産頭数は。

A．　日本中央競馬会設立当初の 1954 年には約 3,000 頭でしたが、その後増加を続け、1974 年には 10,000 頭の大台を超え、1992 年には 12,874 頭に達しました。その後、アラブ競馬の廃止や地方競馬の規模縮小等により 2012 年には 6,837 頭まで減少しましたが、再び増加に転じ、2024 年の生産頭数は 7,925 頭となっています。

Q1－3 競走馬の生産地は。

A．　北海道から九州まで広く分布していますが、伝統ある生産地として、北海道の十勝・日高・胆振地区、青森県、宮城県、茨城県、栃木県、千葉県、熊本県、宮崎県、鹿児島県があげられます。生産頭数は北海道が約 98%、その中でも日高地区が全体の約 80%を占めています。

2．競走馬の購買

Q2－1 競走馬の購買について、どのような方法があるのか。

A．　公設のセリ市場で行われる市場取引と、売主である生産者と買主である馬主との交渉で値段が決められる庭先取引とがあります。

　セリ市場については、例年４月から 10 月頃にかけて、北海道・青森・千葉・九州で開催されています（Q2-2 参照）。セリの詳細は各市場主催者にお問合せください。

Q2－2 セリ市場とは。

A．　家畜取引法に基づき、都道府県知事の登録を受けた軽種馬の家畜市場のこと

で、当歳馬、１歳馬、２歳馬、繁殖馬のセリなどがあります。このうち２歳馬については、セリの前に調教供覧を実施する「トレーニングセール」が主流となっています。

2024 年に開催された主なセリ市場一覧（開催日順）

セリ市場名	開催月日	対象	主催者	開催場所
ジェイエス繁殖馬セール･冬	1/24	繁殖	株式会社ジェイエス	北海道市場
千葉サラブレッドセール	5/10	２歳	千葉県両総馬匹農協	船橋競馬場
北海道トレーニングセール	5/21	２歳	日高・胆振・十勝軽種馬農協	JRA 札幌競馬場
九州１歳市場	6/18	１歳	九州軽種馬協会	JBBA 九州種馬場
八戸市場	7/2	１歳	青森県軽種馬生産農協	八戸家畜市場
セレクトセール	7/8	１歳	日本競走馬協会	ノーザンホースパーク
	7/9	当歳		
北海道セレクションセール	7/22～24	１歳	日高・胆振・十勝軽種馬農協	北海道市場
北海道サマーセール	8/19～24	１歳	日高・胆振・十勝軽種馬農協	北海道市場
北海道セプテンバーセール	9/17～19	１歳	日高・胆振・十勝軽種馬農協	北海道市場
北海道オータムセール	10/15～16	１歳	日高・胆振・十勝軽種馬農協	北海道市場
ノーザンファームミックスセール	10/22	当歳 繁殖	ノーザンホースパーク	ノーザンホースパーク
ジェイエス繁殖馬セール･秋	10/23	繁殖	株式会社ジェイエス	北海道市場

【参考】ブリーズアップセール

セリ市場名	開催月日	対象	主催者	開催場所
ＪＲＡブリーズアップセール	4/23	２歳	ＪＲＡ	JRA 中山競馬場

Q2－3 血統の登録はどのようにすればよいのか。

Ａ．血統の登録は、ジャパン･スタッドブック・インターナショナルという団体が行います。母馬の繁殖登録証明書や種付証明書等の書類を提出し、産地にて実馬の特徴確認検査を行った後に登録され、血統登録証明書が発行されます。

なお、輸入馬の場合は、出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した血統登録証明書又は輸出証明書を添えて、揚陸の日から90日以内に登録申し込みを行う必要があります。詳細は、連絡責任者を通じて下記までお問合せください。

（公財）ジャパン･スタッドブック・インターナショナル
〒105-0004　東京都港区新橋4-5-4
日本中央競馬会新橋分館内
℡：03-3434-5315

Q2－4 馬名の登録はどのようにすればよいのか。

Ａ．馬名の審査および登録も血統登録と同じくジャパン･スタッドブック・インターナショナルが行っており、登録の申込の際には血統登録証明書の写し・馬名登録申込書が必要となります。馬名登録は、ラテン文字のアルファベットを用いた表記（国際協約による18文字以内等の制限があります。）と併せ、日本語の片仮名を用いた表記（９文字以内等の制限があります。）により行います。従って、輸出時に既に馬名が付いている外国産馬や、初めにアルファベット表記で考案した馬名は、音訳により片仮名に読み替える必要があることにご留意ください。

馬名登録は、馬がＪＲＡのトレーニング・センターに初めて入厩する前までに完了していなければなりません。馬名登録が完了すると、「馬名登録通知書」が申込者に送付されます。この通知書は競走馬登録の際に必要となりますので大切に保管してください。

なお、ＪＲＡや地方競馬に競走馬として登録する前であれば馬名変更が可能です（ただし、輸出時に既に馬名が付いている外国産馬については、出生国の登録機関の承認が必要です)。また、ＪＲＡの競走馬登録を受けた後であっても、中央・地方・外国のいずれの競走にも未出走である場合、１回に限り馬名変更が認められます。この場合の馬名変更登録料は5,000円です。

馬名登録に関する詳細はジャパン･スタッドブック･インターナショナル発行の「馬名登録手続きの手引き」をご参照ください。

3．育　成

Q3－1 育成馬の預託料および育成内容について。

Ａ．　預託料は、育成の内容や育成場の施設、また育成技術者の熟練度等によって異なります。

育成の内容としては、放牧・飼養管理・馬銜（ハミ）付けや鞍付け等の初期馴致から騎乗調教まで幅があります。

4．入厩（調教）

Q4－1 所有する競走馬登録馬は必ずＪＲＡが管理するトレーニング・センターに入厩させなければならないのか。

Ａ．所有馬を競走に出走させるためには、ＪＲＡの免許を受けた調教師と預託契約を結ばなければなりません。

また、競走に出走する場合、当該競走馬登録後に中央競馬の競走、地方競馬指定交流競走および外国の競馬の競走に出走したことのある馬（「既走馬」という。）は10日間、既走馬でない馬については15日間、それぞれ引き続いてＪＲＡの管理する厩舎に入厩していなければなりません。

Q4－2 美浦・栗東両トレーニング・センターへの入厩方法と手続きはどのようにすればよいのか。

Ａ．馬主は、調教師と預託契約を結ぶことにより、所有する競走馬を調教師が管理する厩舎に入厩させることができます。入厩の時期については、各馬の調教の進捗状況等によって異なります。また、出走までの在厩期間を定めた規定（Q4－16 参照）がありますので、それぞれ調教師とよくご相談ください。

Q4－3 競走馬登録の仕組みはどのようになっているのか。

Ａ．レースに出走するためには、競走馬として登録を受ける必要があります。

競走馬登録を受けることができない馬としては、繁殖の用に供された馬、競走用馬以外の用途として関税を支払わずに輸入された馬、マイクロチップの埋め込みがなされていない馬、１眼または両眼を失明した馬等があります。

競走馬登録は、預託先の調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに登録料 5,000 円を添えて申請書を提出して行います。また、申請の際には、ジャパン･スタッドブック・インターナショナル発行の馬名登録通知書（Q2－4 参照）のほか、所有権を確認するために、馬所有念書・印鑑登録証明書･馬匹売買契約書の写し･血統登録証明書等を添付することになっています。競走馬登録を受ける際は、原則としてトレーニング・センターへ入厩し、馬体検査を受検する必要がありますが、１歳９月から２歳２月までの間の申請に限り、馬体検査を必要としない「早期特例登録制度」（Q4－4. 参照）を利用することも可能です。

なお、一度競走馬登録された馬名を変更したい場合は、中央・地方・外国のいずれの競走にも未出走である場合に、１回に限り変更が認められます。

〔競馬施行規程第３章参照〕

Q4－4 早期特例登録制度とは。

Ａ．　トレーニング・センターへの入厩及び馬体検査をすることなく競走馬登録を行うことができる制度で、2016 年より導入されたものです。

登録申請期間は１歳９月から２歳２月までとなっており、毎月１回申請締切日を設け、毎月末に競走馬登録を行います。トレーニング・センターへの入厩開始は１歳 11 月以降で、初めて入厩する際には馬体検査を受検する必要があります。

競走馬の減価償却に係る税務手続き等につきましては、所属馬主協会または税務当局にご相談ください。

なお、国税庁のホームページにおいて、早期特例登録制度導入による競走馬の減価償却の開始時期について掲載されておりますので、ご参照ください。

《参考》国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）

〔法令等〕その他法令解釈に関する情報　⇒〔所得税〕申告所得税関係

⇒　個人課税課情報第５号

新たな競走馬登録制度に基づく登録を受けた競走馬の減価償却の開始時期について（情報）（2016 年６月１日）

Q4－5 服色登録の仕組みはどのようになっているのか。

Ａ．　中央競馬では、馬主は自分の服色を使用して競走に馬を出走させることができますが、そのためには服色登録をする必要があります。これも預託先の調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに登録料 3,000 円を添えて申請書を提出して行います。

服色に使用できる色や模様には制限があり、一馬主につき一種類の服色を登録できます。しかし、競走においてやむを得ない事由により登録を受けている服色を使用することができない場合は、ＪＲＡが定めた服色を使用することができ、逆に服色の登録を受けていない馬主は、ＪＲＡが定めた服色を使用しなくてはなりません。　〔競馬施行規程第４章参照〕

Q4－6 所有馬に関して馬主がしなければいけないことはどのようなことがあるのか。また、それらを調教師等に委任できるのか。

Ａ．　所有馬を競走に出走させるためには、調教師と預託契約を結び、競走馬登録

を行い、出走予定競走への出馬投票を行わなくてはなりません。これらの登録については、全て調教師を自らの代理人として委任することができます。

〔競馬施行規程第 13 条参照〕

Q4－7 競走馬が入厩してからかかる経費にはどのようなものがあるのか。

A．　調教師に支払う預託料には、主なものとして厩舎関係者の人件費、馬糧費、特別登録料等があり、その他競走馬にかかる治療費、放牧に出た場合の輸送費等が別途かかります。ただし、治療費の一部は「中央競馬馬主相互会」から補助されることとなっています（Q10－3 参照）。また、原則として競走に出走するための美浦・栗東両トレーニング・センター～競馬場間の輸送費は馬主の負担とはなりません。

Q4－8 1 頭の競走馬を共同で所有する場合の手続きはどのようにすればよいのか。

A．　中央競馬に登録された馬主同士の場合に限り、競走馬を共同で所有することができます。現在、共有は 1 頭につき 10 人まで認められており、共有馬主全てについて所有を確認するため、馬所有念書・印鑑登録証明書・馬匹売買契約書の写し等を添付した上で、預託調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに提出することとなっています。

　なお、共有に際しては代表者を 1 名決めることとなっており、出走時に出馬表に記載される馬主名や服色は代表者のものが使用されます。また、賞金の振込についても全て代表者に振込まれます。

Q4－9 競走馬を他の馬主に売却（譲渡）したい場合はどのような手続きが必要か。

A．　入厩した馬を他の馬主に所有権移転する場合、売却の場合は馬匹売買契約書の写し、譲渡の場合は譲渡証明書を、預託調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに届け出ることとなっています。その際、新たな所有者の馬所有念書・印鑑登録証明書も同時に提出していただきます。なお、馬の所有権の一部を移転する場合にも同様の手続きが必要となります。また、所有する競走馬登録馬を中央競馬の馬主以外の者に売却（譲渡）した場合、その馬は競走に出走できなくなり、そのままの状態で 60 日を経過すると登録を抹消されます。

　ただし、出馬投票の結果、競走に出走すべき馬に確定したときは、当該馬が出走すべき競走が実施される日までの間（当該競走への出走を馬主が取り消し、

又は当該競走から除外されたときは、当該取り消し又は除外された日までの間)、当該馬を売却（譲渡）することはできません。

〔競馬施行規程第 26 条の２参照〕

Q4－10ＪＲＡは調教師を紹介してくれないのか。

Ａ．　ＪＲＡが調教師を紹介することはできません。一般的には馬を購買した牧場などから紹介を受けるケースが多いようです。詳細は下記をご参照ください。
日本調教師会　http://www.ijta.or.jp/

Q4－11 調教師との間でトラブルが発生した場合、ＪＲＡが間に入って解決してくれるのか。

Ａ．所有馬の預託調教師との間で問題が発生した場合、基本的には当事者間で解決していただくこととなります。

Q4－12 所属厩舎（預託調教師）を変更したい場合はどのような手続きが必要か。

Ａ．入厩した馬の所属厩舎（預託調教師）を変更する場合、現在の調教師が美浦もしくは栗東トレーニング･センターに預託契約の解除を届け出ることとなっています。その後、新たな調教師が預託契約を届け出ることで、所属厩舎が変更となります。ただし、出馬投票の結果、競走に出走すべき馬に確定したときは、当該馬が出走すべき競走が実施される日までの間（当該競走への出走を馬主が取り消し、又は当該競走から除外されたときは、当該取り消し又は除外された日までの間)、当該馬を預託している調教師との預託契約の解除（預託している調教師の死亡その他のやむを得ない事由による解除を除く。）をすることはできません。　〔競馬施行規程第 26 条の２参照〕

Q4－13 自らの馬主登録名義を他人に貸して馬を出走させた場合は。

Ａ．　競馬法では、中央競馬の馬主登録を受けた者でなければ中央競馬の競走に馬を出走させることができないことになっています。

　従って、登録馬主が自分の馬主の名義を登録のない第三者に貸し、その者の所有馬を自己の馬のごとくに偽って競走馬登録し出走させることは「名義貸し」に該当します。こうした行為は厳に禁止されていると同時に、関与した馬主・調教師には、馬主登録や調教師免許の取消といった厳しい処分が科せられます。

また、１頭の馬を複数の者で所有する場合でも、登録馬主同士の共有でなければ認められません。馬主登録のない者と共同で馬を所有することも「名義貸し」に該当します。

この他、個人登録馬主が、自ら経営（あるいは出資、親族が経営等も含む）している法人で所有する競走馬を個人の所有馬として競走馬登録し出走させた場合や、個人所有の競走馬の収支を法人で経理処理している場合、また、逆に法人登録馬主が、経営者個人や他の関連法人で所有している競走馬を法人馬主の所有馬として競走馬登録し出走させた場合も「名義貸し」に該当します。〔競馬施行規程第 11 条の４参照〕

Q4－14 競走馬を借り受けて出走させることは可能か。

Ａ．　競走馬登録を行うことのできる馬は、馬主が所有権を取得したもの（売買、譲渡、自家生産、仔分け等による）に限られており、賃貸借契約に基づいて一時的に借り受けた馬を登録し、競走に出走させることは所有者への「名義貸し」に該当することとなります。

なお、売買契約に際し、競走馬登録抹消後に当該馬を買い戻す特約を付すことについては問題ありません。

Q4－15 一年抹消とは。

Ａ．　馬主が、正当な理由がなく馬主登録を受けた日から１年以内に競走馬登録を受けた馬を所有しないとき又は競走馬登録を受けた馬を所有しなくなってから１年以上経過したとき（その馬主が組合である場合には、正当な理由がなく馬主登録を受けた日から１年以内に競走馬登録を受けた馬を組合財産としないとき又は競走馬登録を受けた馬を組合財産としなくなってから１年以上経過したとき。）、馬主登録が取り消しになります。

なお、「競走馬登録を受けた馬を所有」するとは、馬を購入しただけでは「所有」したことにはなりません。馬名登録を行い、所定の書類と競走馬登録料を添え、預託調教師を経由して美浦または栗東トレーニング・センターで競走馬登録を申請する必要があります。１００％所有、１０％共有など持分割合は問いません。

また、最後に馬を所有してから、１年が経過する直前にＪＲＡから馬主登録取り消しの予告を送付します。猶予願が同封されておりますのでご希望される場合には必要事項をご記入の上ご返送ください。猶予願を提出していただいた方は、２年間、馬主登録取り消しが猶予されますので、その間に競走馬の所有を行ってください。

〔競馬施行規程第 11 条参照〕

Q4－16 地方競馬で出走している馬が中央競馬に転入できる条件は。

Ａ．　地方競馬に出走したことのある馬は、定められた賞金額を収得していなければ中央競馬に転入することはできません。その金額は年齢により定められており、この場合、獲得賞金を全て算入するのではなく、競馬番組一般事項（Q5－13 参照）で定められた基準に従って算入される賞金が決まっています。また、競走馬登録を申請した日以前の６ヵ月間出走していない馬は転入することができません。

なお、認定競走において第１着となった馬は、３歳の 12 月末までに、地方競馬で未出走だった馬は、３歳の６月末までに申請すれば中央競馬に競走馬登録をすることができます。

また、中央競馬の登録を抹消し地方競馬に転出した馬についても、再び中央競馬の競走馬登録が可能となっていますが、中央競馬の登録を抹消した日によって条件が異なります。その条件は以下のとおりです。

Ⅰ．2012 年 12 月 31 日以前に本会の競走馬登録を抹消された馬
　２勝以上したもの

Ⅱ．2013 年１月１日以降に本会の競走馬登録を抹消された馬（下記Ⅲに該当する馬を除く。）

（一）再登録の時、２歳または３歳であって、２勝以上したもの

（二）再登録の時、４歳以上であって、３勝以上したもの

Ⅲ．2015 年９月 12 日以降に再登録を申請する 2012 年以降に生まれた馬

（一）３歳 12 月末日までに２勝以上し、４歳の１月末日までに競走馬登録を申請したもの

（二）３勝以上したもの

Q4－17 入厩検疫と出走までの入厩義務期間は。

Ａ．　ＪＲＡの施設外からＪＲＡの管理する施設に入厩する場合は、必ず入厩検疫を受けなければなりません。また、出走するためには、当該競走馬登録後に中央競馬の競走、地方競馬指定交流競走および外国の競馬の競走に出走したことのある馬（「既走馬」という。）は 10 日間、既走馬でない馬については 15 日間、それぞれ引き続いてＪＲＡの管理する厩舎に入厩していなければなりません。　〔競馬施行規程第 91 条参照〕

Q4－18 調教師が預託できる頭数には限度があるのか。

Ａ．　ＪＲＡが各調教師に貸付けている馬房数をもとに、調教師毎に預託を受けられる頭数が決まっています。各調教師はその数を超えて競走馬の預託を受けることができないこととなっています。

Q4－19 出走に先立ち、調教状態等をチェックされるのか。

Ａ．　厩舎に入厩した馬は、調教師の管理のもとで調教されます。

なお、はじめて中央競馬に出走する馬は、15 日以上本会施設内で調教され、かつ発走審査に合格しなくてはなりません。また、はじめて障害競走に出走する馬については、障害試験と呼ばれる障害調教審査が行われます。このほか、実際の競走内容により、裁決委員から調教について再審査を命じられた馬は、再審査に合格するまで再び競走に出走することができません。

〔競馬施行規程第 80 条, 第 90 条, 第 91 条等参照〕

5．競走（出走）

Q5－1 中央競馬の開催日割と開催概況は。

Ａ．　農林水産省令で、年間 36 開催、１開催につき 12 日以内（１日 12 競走以内)、年間 288 日が開催の最高限度数と定められており、原則として土曜日、日曜日または祝日を開催日としています。

2024 年度の競走実績は、36 開催・288 日・3,454 競走となっています。

Q5－2 競馬番組はいつ発表されるのか。

Ａ．　競馬施行規程により開催する競馬場、開催日、各競走の種類・条件等は競馬番組で定められることとなっており、ＪＲＡの発行する会報で公示します。その時期については、概ね重賞競走は前年の 10 月下旬、春季競馬番組（１～５月）は前年の 11 月中旬～下旬、夏季競馬番組（６～９月）は３月下旬～４月上旬、秋季競馬番組（９～12 月）は７月下旬に発表します。

Q5－3 競走の種類と競走条件は。

Ａ．　現在、ＪＲＡで実施している競走には、平地競走および障害競走の２種類があります。（繋駕競走＝Harness racing は実施しておりません。）さらに、同じような能力の馬を集めて伯仲した競走を実施するために、獲得した収得賞金

（Q5－4.参照）によるクラス分けを行っています。平地競走を例にとると、春は３歳馬と４歳以上馬、夏以降は２歳馬と３歳以上馬に分類して、新馬・未勝利→１勝クラス→２勝クラス→３勝クラス→オープンと収得賞金が増えるにつれてクラスが上がっていく仕組みになっています。

Q5－4 収得賞金とは。

Ａ．　第１着（重賞競走は第１着および第２着）を得た競走について競走条件（クラス）毎に定められた額を算定した額が収得賞金で、各馬の競走条件（クラス）は収得賞金を基に決定されます。

Q5－5 一般競走、特別競走、重賞競走、リステッド競走とは。

Ａ．　一般競走とは特別競走以外の競走をいいます。

特別競走とは特別登録を必要とする競走で、登録の際に競馬番組で定められた特別登録料（Q5－12.参照）を納めなくてはなりません。

重賞競走とは特別競走の中でも賞金額および出走馬の格が高く、重賞競走一覧に記載されたものをいい、競走の重要度に応じて平地競走ではＧⅠ、ＧⅡ、ＧⅢ、障害競走ではＪ・ＧⅠ、Ｊ・ＧⅡ、Ｊ・ＧⅢにそれぞれ分類しています（Q5-6 .参照）。

リステッド競走とは特別競走の中で競走体系上重賞競走に次ぐ重要な競走をいいます。

Q5－6 重賞競走のグレード制とは。

Ａ．　競走による重要性の違いをより明確にするために、平地競走、障害競走別に賞金・負担重量・歴史と伝統・競走内容等によりそれぞれ格付けしています。なお、平地競走については日本グレード格付管理委員会によりＧⅠ、ＧⅡまたはＧⅢに格付けされ、格付けを得られない場合は新設重賞または重賞と表記されます。また、障害競走についてはＪ・ＧⅠ、Ｊ・ＧⅡ、Ｊ・ＧⅢ競走に格付けします。

ＧⅠ競走（Ｊ・ＧⅠ競走を含む）は、原則として各距離体系における最優秀馬を選択するための最高峰の競走であり、かつ生産の指標として最も重要な意義を持つ競走です。ＧⅡ競走（Ｊ・ＧⅡ競走を含む）は、ＧⅠ競走に次いで重要な競走であり、ＧⅠ競走の優勝馬が比較的容易に出走できる競走です。ＧⅢ競走（Ｊ・ＧⅢ競走を含む）は、原則としてＧⅠ、ＧⅡ競走へのステップとなる競走であり、３(４)歳以上の競走については、出走資格・負担重量・距離等に多様性を備えた競走です。

Q5－7 いわゆる別定戦、ハンデ戦とは。

Ａ．　競走で負担する重量の種別には、馬齢重量、別定重量およびハンデキャップの３種類があります。馬齢重量とはその名のとおり馬の年齢によって負担重量が定められているものです。別定重量とは馬齢のほか、性別・収得賞金・勝利度数等によって競馬番組で負担重量を定められたもので、この重量で争われる競走がいわゆる「別定戦」と呼ばれます。ハンデキャップとは馬の能力に応じて各馬の負担重量を人為的に加減し、優勝の機会均等を図った競走で、この重量で争われる競走がいわゆる「ハンデ戦」です。

〔競馬施行規程第 71 条参照〕

Q5－8 馬の成績によって出走できない競走があるのか。

Ａ．　３歳（11 月以降）および４歳以上の未出走馬・未勝利馬は、2023 年度まで中山・東京・京都および阪神競馬の平地競走に出走できませんでしたが、2024 年度より出走制限を解除したため、全ての競馬場で出走可能となっております。（一部の競走条件では引き続き出走できない競走がありますので、詳細は各開催の競馬番組をご確認ください）

Q5－9 出走馬の馬番（枠順）はどのようにして決められるのか。

Ａ．各競走における馬番（枠順）は、公開抽選で行われる有馬記念競走をのぞき、全てコンピュータにより自動的に決定されます。また、出馬投票馬が出走可能頭数を超過した時に出走できる馬を抽選する際にも、全てコンピュータにより自動的に決定されます。

　発走の際の発馬機での枠順は、上記の馬番と同一で、馬場の内側から外側に向けて順に１、２、３、‥‥‥となります。なお、ＪＲＡには補欠馬の制度はなく、出走馬の確定後に出走取消が発生した場合でも、他の馬が繰り上がって出走することはありません。

Q5－10 出走の申込みはどのようにするのか。

Ａ．　馬の適性、調教状況等を判断し、出走すべき競走と騎乗する騎手を選定した上で、馬主から競走馬を預託されている調教師が、馬主の代理人として出馬投票を行います。従って、馬主が直接出馬投票を行うことはありません。

　出馬投票は通常、競走当該週木曜日の正午～14 時 45 分の間、美浦・栗東両トレーニング・センターおよび夏季の札幌・函館競馬場（北海道開催期間中に限る）で行われます。

また、特別競走に出走しようとする馬については、これとは別に、通常１週前（ＧＩ競走は２週前）の日曜日に特別登録をしなくてはなりません。

なお、３歳クラシック競走に出走しようとする馬については、５大特別登録が必要です。

Q5－11 出走を取り消したい場合はどうしたらよいのか。

Ａ．　ＪＲＡでは出走表が確定した後は馬の疾病等の事由を除き、出走を取り消すことができませんのでご注意ください。

※天候や馬場状態等は出走取消の要因になりません。

Q5－12 特別登録料とは。

Ａ．　ステークスマネーに由来するもので、馬主は特別競走に出走しようとする馬について、特別登録の申込み時に競馬番組で定めた特別登録料を納付しなくてはなりません。特別登録料は、競走の格に相応しい馬の出走による競走を行うために、３歳馬５大特別競走をはじめ、重賞競走および特別競走について、それぞれ競走の格に応じた額となっています。特別登録により徴収した登録料は、競走ごとに第１着から第３着までの馬主に７：２：１の割合で付加賞として交付されます。

Q5－13 競馬の一般事項とは。

Ａ．　競馬の開催に関する事柄は、競馬法・競馬法施行令・競馬法施行規則・競馬施行規程等により定められていますが、さらに競走の実施に必要な事項を細かく定めたものが、日本中央競馬会会報別冊「競馬番組」の中で一般事項として記載されています。この一般事項によって、出走資格に関わる事項、出走可能頭数、各種賞金等が定められています。

一般事項は適宜変更されますので、連絡責任者は「競馬番組」を精読し、馬主に説明してください。

Q5－14３走成績による平地競走の出走制限とは。

Ａ．　３歳以上の未勝利馬が 2019 年１月１日以降に出走した中央競馬の平地競走において３回連続して８着以内の着順を得なかった場合は、当該３回目の競走の実施日の翌日から起算して２ヵ月間平地競走に出走できません。

ただし、未出走馬として出走したとき、競走中止となったとき、裁決委員がやむを得ないと認めたとき等は、当該競走は回数に含みません。

Q5－15 開催執務委員の指示事項とは。

Ａ．　競馬を開催するために、ＪＲＡの役職員は以下の開催執務委員となり、それぞれの業務に従事しています。競馬を公正かつ円滑に施行するために、開催執務委員が馬主、調教師をはじめとする関係者に対して与える種々の指示を開催執務委員の指示事項といい、この指示事項に従わなかった場合には、規定により罰せられることがあります。

〔参考〕開催執務委員：委員長、副委員長、裁決委員、馬場取締委員、ハンデキャップ作成委員、検量委員、発走委員、決勝審判委員、勝馬投票委員、獣医委員、来場促進委員、整理委員、総務委員、情報管理委員、広報委員、走路監視委員、施設委員、システム統括委員

〔競馬施行規程第 178 条参照〕

Q5-16 レースで失格となるのはどのような場合か。

Ａ．極めて悪質で他の騎手や馬に対する危険な行為によって競走に重大な支障を生じさせたと裁決委員が判断した場合や、馬の競走能力を一時的に高め、または減ずる薬物などを使用した場合、正当の理由がないのに馬の全能力を発揮させなかった場合や後検量で計量した重量が前検量で計量した重量よりも１kg を超えて減っていた場合等、裁決委員が施行規程に従って決定します。失格になった場合は、賞金等を受け取ることはできません。

〔競馬施行規程第 123 条参照〕

Q5－17 レースで降着となるのはどのような場合か。

Ａ．入線した馬について、「その走行妨害がなければ被害馬は加害馬に先着していた」と裁決委員が判断した場合、加害馬は被害馬の後ろに降着とします。

降着制度は諸外国にならって1991年１月１日より導入され、2013年１月１日から降着の判断基準を上記のとおり変更しております。これにより、競走馬がレースで示したパフォーマンスや到達順位をより尊重するルールとなりました。

〔競馬施行規程第124条参照〕

Q5－18 禁止薬物とは。

Ａ．競馬はブラッドスポーツと賭事というふたつの側面を持ち合わせており、公正確保が大前提です。各出走馬がそれぞれ本来持っている全能力を発揮して競走することが必須条件となります。そのため薬物の力を借りて馬の競走能力が

一時的に高められ、または減じられた状態で出走することは禁じられています。そのような作用を持つ薬物は競馬施行規程において禁止薬物と定められており、競走後の理化学検査で禁止薬物が検出された場合、馬は失格となり、賞金等を受け取ることができないほか、関係者には競馬への関与禁止または停止等の処分がなされ、競馬法の処罰対象にもなります。

なお、飼料を原因とする薬物陽性事案を未然に防ぐため、本会施設内で競走馬が口にする飼料は、飼料薬物検査監理委員会が定める飼料薬物検査実施要領に則ったものであって、理事長が認めた者が厩舎に納品したものに限って使用を認めております。加えて本会施設内で競走馬に使用できる薬物は本会の認めた獣医師が処方、もしくは直接投与するものに限られます。そのため、飼料や薬物については馬主を含め外部から一切厩舎へ持ち込むことができませんので、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

Q5－19 規制薬物とは。

A．アスリートである競走馬は日々のトレーニングのなかで、運動器疾患（筋肉痛や関節炎、骨折など）に悩まされることが少なくありません。このような疾患の痛みを薬の効果でおさえたまま競馬に出走してしまうと症状を悪化させるだけでなく、大きな事故につながりかねないため、競走馬の福祉や事故防止の観点から規制しなければなりません。そのため、消炎鎮痛作用のある糖質コルチコイドと非ステロイド性抗炎症薬が規制薬物に指定されており、出走前の使用を規制しています。また、抗アレルギー薬や気管支拡張薬などの治療薬についても新たに指定対象となっています。規制薬物は、禁止薬物とは異なり競走能力には影響しませんが、出走当日に薬物の影響下に無いことが重要であるため、規制薬物を施用する場合には、使用の必要性や出走までの期間を含めて適切に管理するように調教師及び本会外獣医師に対して指示しています。

Q5－20 禁止行為とは。

A．近年遺伝子治療の悪用や血液の再投与など、これまでの薬物検査では取り締まることができない行為が、国際的に課題となっています。また、動物福祉の観点から馬に対し過度の苦痛を与えるような行為、正常な成長に影響を与える可能性のある行為、獣医療行為の中で調教や競走時の事故に繋がりかねない行為なども国際協約の中で制限することが掲げられております。ＪＲＡにおいてもこれらの行為を抑止するため、「公正確保」、「馬の福祉」、「事故防止」の観点から、馬に対して行うことを制限する行為を「禁止行為」として規定

し、本会施設内に限らず、すべての馬関係者へ行われることがないよう周知・指導しています。

Q5－21 失格又は降着の裁決の申立てとは。

A．　当該馬の馬主・調教師・騎手が、競走において走行妨害を受け、「その走行妨害がなければ被害馬は加害馬に先着していた」と判断した時、着順の確定前に限り裁決委員に対して失格又は降着の裁決を求める申立てを行うことができます。申立ては保証金３万円を添えて書面で行うこととなっており、これを受けた裁決委員はあらためて裁決を行い、結果を申立て人に通知することとなっています。なお、失格又は降着の裁決を求める申立ての棄却の裁決に対しては、裁決があった日の翌日から２日以内にアピール（Q5－23.参照）を行うことができます。ただし、申立てが棄却された場合には保証金は没収となります。また、本邦外居住者の連絡責任者は失格又は降着の裁決の申立てはできません。

〔競馬施行規程第 127 条参照〕

Q5－22 着順確定後の失格（事後失格）とは。

A．　競走が行われた日の翌日から５年以内に①禁止薬物等の使用、②馬の全能力不発揮、③不正協定が判明した場合に当該馬を失格とする制度で、1994 年１月１日から制度化されました。

事後失格の裁定は裁定委員会が行い、事後失格があった場合には事後失格とされた馬より後の馬の着順が順次繰り上がります。また、賞金等についても精算・再交付が行われ、場合によっては収得賞金の変更も行われます。ただし、この場合において事後失格となった馬主が指定された期間内に賞金等を返還しない場合には、その全ての所有馬が競走に出走できないこととなります。なお、事後失格の裁定については、裁定があった日の翌日から 30 日以内に理事長に対してアピール（Q5－23.参照）を行うことができます。日本国内に居住していない方は連絡責任者を通じて行ってください。なお、これにより的中勝馬投票券が変更されることはありません。　〔競馬施行規程第 128 条参照〕

Q5－23 不服申立て（アピール）制度とは。

A．　不服申立て（アピール）制度とは、着順が確定した後に、①失格・降着の裁決およびこれに伴う制裁、②失格又は降着の裁決を求める申立て（Q5－21.参照）の棄却の裁決、③騎乗停止の裁決、④事後失格（Q5－22.参照）の裁定についてアピールができるというもので、①②④は 1994 年１月から、③は 2016

年４月から制度化されました。

アピールできるのは、①および④については当該馬の馬主・調教師・騎手、②については、失格又は降着の裁決を求める申立て（Q5－21.参照）をした馬主・調教師・騎手、③については騎乗停止となった騎手となっています。なお、本邦外居住者の連絡責任者は失格又は降着の裁決の申立てはできません。

申立て期間は、①②③についてはそれらの裁決が行われた日の翌日から２日以内、④についてはその裁定があった日の翌日から 30 日以内となっています。保証金 10 万円（②の場合は保証金７万円）を添えて裁定委員会宛てに書面で行うことが必要となります。ただし、申立てが棄却された場合には保証金は没収となります。

この申立てが認められた場合には、失格・降着の取消または新たな失格・降着馬の認定が行われますので、着順は変更されることとなり、賞金等については精算・再交付が行われ、１着馬（重賞競走においては２着馬も該当）の着順が変更された時には、収得賞金（Q5－4.参照）の変更も行われます。しかし、これにより的中勝馬投票券が変更されることはありません。

〔競馬施行規程第 10 章参照〕

Q5－24 タイムオーバーとは。

Ａ．　第１着馬の走破タイムから一定の時間を超えて馬が入線することをいいます。重賞競走、騎手招待競走（ワールドオールスタージョッキーズ、ヤングジョッキーズシリーズ）、その他競馬番組で定められた競走以外の平地競走に出走した馬が、当該競走の第１着馬の競走に要した時間より、表１に定める時間を超えて決勝線に到達したとき、当該競走の実施日の翌日から起算して表２に定める期間平地競走に出走できません。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときにはこの限りではありません。

表１

距　離	右欄に掲げる競走以外の平地競走		新　馬　競　走	
	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走
１,４００m以下	３秒	４秒	４秒	５秒
１,４００m超 ２,０００m未満	４秒	５秒	５秒	６秒
２,０００m以上	５秒	６秒	６秒	７秒

表２

未　勝　利　馬	タイムオーバー１回目は１ヵ月間、２回目は２ヵ月間、 ３回目以上は３ヵ月間
そ　の　他　の　馬	１ヵ月間

Q5－25痼疾（こしつば）馬の出走制限とは。

Ａ．　１眼または両眼の失明馬は出走できません。ただし、ＪＲＡの競走馬登録を受けた後に１眼を失明した馬は、平地競走に限り出走することができます。

　また、ＪＲＡの競走馬登録（再登録を受けた馬にあっては当該再登録以前のＪＲＡの競走馬登録を含む）を受けている期間の競走中において、装鞍所ひき付け時から競走終了後馬場を出るまでの間に、鼻出血（外傷性のものを除く）を発症したと認められる馬は、競走の実施日の翌日から起算して発症１回目は１ヵ月間、２回目は２ヵ月間、３回目以上は３ヵ月間それぞれ出走できません。

Q5－26 中央競馬に登録のある馬は、地方競馬にも出走できるのか。

Ａ．　地方競馬との交流競走に出走することができます。1994 年以前は中央競馬に登録のあるまま地方競馬に出走できたのは、帝王賞（大井競馬場）等ごく一部の競走に限られていましたが、1995 年以降は地方競馬との交流競走が条件クラスの競走も含めて徐々に拡大され、2024 年は 12 主催者でダート交流重賞競走 46 競走を含む合計 169 競走が行われました。なお、実施する競走内容につきましては、四半期毎に発行しております「地方競馬指定交流競走のご案内」でご確認ください。

Q5－27 地方競馬指定交流競走に出走する方法は。

Ａ．　通常、地方競馬指定交流競走への申込は、出走しようとする競走が実施される前週の日曜日（重賞は前々週の日曜日）の９時～15 時の間、美浦・栗東両トレーニング・センターおよび各開催競馬場で受け付けています。申込については出馬投票（Q5－10 参照）と同様、預託先の調教師が行います。

　申込の結果、条件クラスの競走では出走間隔等あらかじめ定められた条件により、ダート交流重賞競走では出走申込日翌日に地方主催者が開催する出走馬選考委員会により出走できる馬が決定します。

　また、枠順については概ね２～３日前に、地方競馬主催者によって行われる出走投票で決定されます。

Q5－28 地方競馬に出走した場合の賞金等はどうなるのか。

Ａ．　地方競馬指定交流競走に出走した場合、地方競馬主催者からの賞金および諸手当の交付があります。また、条件クラスの競走で地方競馬主催者からの交付額がＪＲＡの競走条件毎に定めた基準額よりも少ない場合は、ＪＲＡから差額相当分が交付されます。

なお、差額相当分の交付額につきましては、競走終了後にＪＲＡから発行される明細書ならびに預託先の調教師にご確認ください。

Q5－29 馬主が受け取ることのできる賞金等にはどのようなものがあるのか。

Ａ．賞金には、競馬番組に記載された本賞のほかに、距離別出走奨励賞・内国産馬所有奨励賞・出走奨励金および付加賞があり、また、一部の競走では、特別出走奨励金や褒賞金が交付される場合があります。その他、諸手当として競走に出走した馬の馬主に対し、特別出走手当が交付されます。

賞金につきましてホームページの賞金シミュレーターもご参照ください。

Q5－30 本賞とは。

Ａ．出走馬のうち第１着馬から第５着馬の馬主に対して交付される競馬番組本賞金欄に記載された賞金のことをいいます。この場合の着順による配分率は全ての競走において100：40：25：15：10となっています。

Q5－31 距離別出走奨励賞とは。

Ａ．重賞競走以外のオープン競走、３勝クラス、２勝クラスの競走および１勝クラスの特別競走（２・３歳馬競走を除く）で、距離が1,800メートル以上の芝コースにおいて行う平地競走に出走した馬のうち、第１着馬から第10着馬の馬主に対して交付される賞金のことをいいます。

Q5－32 内国産馬所有奨励賞とは。

Ａ．内国産馬所有奨励賞には、内国産馬奨励賞と内国産牝馬奨励賞があります。内国産馬奨励賞は平地競走に出走したサラブレッド系の内国産馬のうち、第１着馬から第８着馬の馬主に対して、出走した競走の区分に応じて交付される賞金のことをいいます。

また、内国産牝馬奨励賞は牝馬限定以外の平地の新馬競走および未勝利競走（３歳未勝利競走については春季競馬において行われる競走に限る）で第１着

から第８着となった内国産牝馬の馬主に対して交付される賞金のことをいいます。

Q5－33 出走奨励金とは。

Ａ．出走馬のうち、第６着馬から第９着馬（重賞競走および平地オープン競走については第６着馬から第10着馬）の馬主に対して、当該競走の第１着本賞金に定められた比率を乗じて算出された金額が交付されるものをいいます。ただし、第１着馬の競走に要した時間より、別途定められた時間を超えて決勝線に到達した場合等においては交付されません。

Q5－34 特別出走手当とは。

Ａ．競走に出走した馬の馬主に対して競走の区分に応じて交付している手当のことをいいます。ただし、条件によってこの手当は加算、減額または不交付となる場合があります。

Q5－35 繁殖牝馬所有者賞とは。

Ａ．　良質な競走馬資源の確保のため、国内の生産者または、現にＪＲＡの登録を受けている馬主に対し、優秀な繁殖牝馬の所有を奨励することを目的として交付しています。

　サラブレッド系の馬が競走に出走し、第１着から第５着までとなった場合に、ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録原簿に当該馬が生まれたときのその母馬の所有者として記載されている者であって、現に軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有しているとともに繁殖の用に供する牝馬を飼養管理して軽種馬の生産に従事している者またはＪＲＡの馬主登録を現に受けている者に交付されます。ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付されません。

　なお、繁殖牝馬所有者賞については、交付のための調査期間を要しますので、交付までに競走から約１～２ヵ月程度かかります。

Q5－36 進上金とは。

Ａ．　進上金とは、馬主の預託馬が競走に出走して賞金を取得した時に、馬主が管理調教師や騎乗騎手等、厩舎関係者に支払う成功報酬的な金員のことをいいます。

Q5－37 競馬賞金等はどのような方法で支払われるのか。

Ａ．　競馬賞金等は、すべて馬主指定の日本国内にある銀行口座に円貨にて振り込みます。振り込みは通常、競走終了後の金曜日までに行われ、併せて連絡責任者あてに振込通知書が送付されます。振り込み時には、厩舎関係者への進上金をあらかじめ差し引いた金額を振り込みます。なお、振込先の銀行口座は馬主本人名義のものに限られています。振込先の変更等についてはＪＲＡ馬主登録課までお問合せください。

Q5－38 競馬賞金振込用の銀行口座は海外のものでよいのか。

Ａ．　原則、日本国内にある馬主本人名義の銀行口座に限ります。（外国銀行の日本支店でも可）所有する外国調教馬を国際交流競走に出走させた場合でも同じ取り扱いとなります。日本の銀行に口座を開設する方法は、直接各銀行へお問合せください。

Q5－39 賞金等に関して税制度はどのようになっているのか。

Ａ．　本邦外居住馬主の日本国内における競馬賞金等に係る税については、日本の税法が適用されます。具体的には、牧場・事務所等の施設・代理人の有無等、日本国内での馬主活動の内容により国内課税の対象となるかを判断されます。また、当該馬主の居住国と日本との間の租税条約によっても異なる場合がありますので、詳細は連絡責任者を通じて所管の税務署にご確認ください。（納税先は、日本国内に事務所等を置く場合はその所管税務署、それ以外の場合は東京都千代田区麹町税務署となります。）

Q5－40 馬主賞品とは。

Ａ．　全ての競走の第１着馬の馬主に対して、賞品および競走を記録したＤＶＤが交付されます。これらは、馬主本人が競馬場に来場していない場合、すべて連絡責任者に手交または送付されます。

Q5－41 賞品に対しても課税されるのか。

Ａ．　日本の税法により、日本国内における競馬賞金等に関して課税対象とされた本邦外居住馬主の方につきましては、賞金と同じく日本国内で取得した賞品についても、国内で課税対象となります。なお、ＪＲＡの競走で交付された賞品については、毎年１月末頃に前年分の一覧を連絡責任者あてに送付しています。

6．競馬観戦

Q6－1 開催競馬場で立ち入り可能な場所について。

Ａ．馬主記章を佩用していれば、入場料を支払うことなく競馬場内に入場できます。また、馬主駐車場に車を駐車することもできます。

一般エリア以外で馬主が立ち入り可能なのは、競馬場事務所および厩舎エリアです。パドック（下見所）には所有馬を当該競走に出走させる場合のみ立ち入りを許可されています。いずれの場合も馬主記章の佩用を要します。

なお、立ち入りを希望する馬主および連絡責任者は場内整理員の指示に従って下さい。

Q6－2 連絡責任者は競馬場に自由に出入りできるのか。

Ａ．馬主が通行可能なエリアについては連絡責任者も立ち入りが可能です。ただし、馬主駐車場への駐車はできません。

Q6－3 優勝馬との記念撮影について。

Ａ．所有馬が競走で優勝した場合は、記念撮影を行うことができます。通常はウイナーズサークル（一部競走は馬場内）で、馬主とその同伴者が調教師・厩務員等の関係者とともに優勝馬の引き手綱を持ち行います。また、特別競走の場合は記念撮影の後に表彰式が行われます。

なお、記念撮影や表彰式に連絡責任者が代理参加しても構いません。

Q6－4 特別競走の表彰について。

Ａ．通常は、ウイナーズサークル（雨天の場合はスタンド内で行われることもあります）で行われ、馬主は調教師・騎手・厩務員等とともに表彰を受けることとなります。馬主本人が臨場していない場合は、調教師等を代理人として行います。ＧＩ競走、Ｊ・ＧＩ競走および各競馬場を代表する重賞競走では、馬場内で表彰式が行われる場合があります。

なお、“Breeder”の台上には繁殖牝馬所有者ではなく、生産牧場の代表者が立ち、表彰を受けます。また、表彰式で馬主がスピーチを求められたり、インタビューを受けたりする習慣はありません。

Q6－5 競馬についての資料は、どこに行けば入手できるのか。

Ａ．　競馬に関する資料・書籍は、東京と大阪にある「Gate J.（ゲートジェイ）」で閲覧できます。ＪＲＡホームページを始め、競馬に関する各種サイト、ＪＲＡ－ＶＡＮ、ＪＲＡレーシングビュアーなど競馬に関する情報を検索・閲覧できるパソコンも設置されています。さらに、最新の映像設備やシミュレーションを交えながら競馬の仕組みや歴史を学べる「競馬博物館」が東京競馬場内にあります。

それぞれの開館時間に関する詳細はホームページをご覧ください。

◎ホームページアドレス

Gate J.　　https://gatej.jp

ＪＲＡ競馬博物館　https://www.bajibunka.or.jp

■Gate J.（東京）

〒105-0003　東京都港区西新橋 1-1-1 日比谷フォートタワー地下１階

℡:03-6459-0803

■Gate J.（大阪）

〒530-0012　大阪府大阪市北区芝田 2-2-33 ウインズ梅田Ｂ館１階

℡:06-6147-2621

■ＪＲＡ競馬博物館

〒183-8550　東京都府中市日吉町 1-1　ＪＲＡ東京競馬場内

℡:042-314-5800

Q6－6 中央競馬の情報をインターネットで入手できるのか。

Ａ．　ＪＲＡホームページでは、出馬表・レース成績・払戻金などの競馬開催日の情報や、ＪＲＡの施設案内・Q&A・各種データファイルなど、中央競馬を楽しむために役立つ情報を掲載しております。ご利用の際は、ＪＲＡホームページまでアクセスをお願いします。

また、スマートフォンでは、ＪＲＡアプリもご利用いただけます。

より詳細なレースデータのご利用を希望される場合は、ＪＲＡ－ＶＡＮによる有料の情報提供サービスもございます。

◎ＪＲＡホームページ

(パソコン)https://jra.jp/

(スマートフォン)https://sp.jra.jp/

◎ＪＲＡアプリ

(iPhone)　　(Android)

◎ＪＲＡ－ＶＡＮホームページ（有料サービス）

https://jra-van.jp/

7．競走馬登録の抹消

Q7－1 競走馬登録抹消後の馬の行き先は。

Ａ．　競走馬登録を抹消した馬は、本会の施設から退厩することになります。抹消後の行き先は、馬主と調教師が話し合った上で決められますが、地方競馬へ転出する場合のほか、繁殖馬となる場合や乗馬に転用される場合等があります。

Q7－2 所有馬を地方競馬に在籍させて出走させるにはどうすればよいか。

Ａ．　ＪＲＡと地方競馬では組織自体が異なり、馬主登録・競走馬登録および調教師・騎手の免許もそれぞれで行っております。従って、地方競馬に所有馬を在籍させるためには地方の馬主登録を取得する必要があります。

　その上で地方競馬へ転出する際には、各主催者によって条件が異なります。主な条件をあげると、

・収得賞金額が一定額を超えていること（収得賞金の算入方法は各主催者によって異なります）
・年齢が基準を超えていないこと
・発走に関する処分や鼻出血、タイムオーバー等による出走制限を受けた回数が基準を超えていないこと

などがあります。詳細は転出予定先の主催者にお問合せください。

8．繁　殖

Q8－1 現役競走馬を繁殖馬とする場合の手続きは。

Ａ．　競走と繁殖の両方の用途に使用することは認められていないため、繁殖馬とする場合には、中央競馬の競走馬登録または地方競馬の競走馬登録を抹消しなくてはなりません。繁殖牝馬となるためには、ジャパン･スタッドブック・インターナショナルにおいて繁殖登録を、また種牡馬となるためには繁殖登録に加えて都道府県または独立行政法人家畜改良センターの行う種畜検査を受けなくてはなりません。なお、詳細は下記にお問合せください。

（公財）ジャパン･スタッドブック・インターナショナル

〒105-0004　東京都港区新橋 4-5-4

日本中央競馬会新橋分館内

℡：03-3434-5315

9．競馬関係者

Q9－1 競馬に携わる人々には、どのような人がどんな役割を担っているのか。

Ａ．　競馬には、数多くの人々が様々な役割を担っています。競走馬を所有し、出走させる馬主をはじめ、美浦・栗東両トレーニング・センターや競馬場で競走馬の飼養管理・調教・馴致・手入れ等の厩舎業務や競走馬に関わる諸手続きを行う調教師、その指示のもとに働く調教助手や厩務員、競走で騎乗するほか日常の調教もこなす騎手といった厩舎関係者がいます。これら中央競馬に直接携わる人々以外にも、競走馬の生産・育成に従事する者、競馬を統括・主催する団体であるＪＲＡをはじめ、競馬に関わる仕事に就く人々は多岐にわたっています。

Q9－2 中央競馬には何名の馬主がいるのか。

Ａ．2025 年１月１日現在の馬主登録件数は 2,859 件で、そのうち法人で登録されている数は 381 法人、組合で登録されている数は 52 組合となっています。

Q9－3 本名以外の名前を馬主名として使用したいのだが。

Ａ．　レーシングネーム（仮定名称）を使用することができます。レーシングネームとは、馬主登録簿に記載されている氏名又は名称以外の芸名、筆名又は通称等を使用することができるというもので、「競走馬登録馬名簿、出走馬一覧

表、成績表（成績公報を含む。）その他の本会が発行する刊行物等」で使用されます。ただし、使用できるレーシングネームには制限があります。詳しくはＪＲＡ馬主登録課までお問合せください。

レーシングネームを使用する際には申請書を提出のうえ仮定名称使用料5,000円の振込が必要になります。使用を希望される方はＪＲＡ馬主登録課までご連絡ください。

10．競走馬の事故

Q10－1 競馬や調教の時に馬が怪我をした場合は。

Ａ．　競走馬診療所（Q10－2.参照）において、怪我や疾病の症状に合わせた適切な治療を受けることができます。骨折や肺炎といった重症馬に対しては、競走馬診療所で手術や入院による治療が施されることもあります。運動器疾患で長期の休養が必要な競走馬に対しては、競走馬リハビリテーションセンターにおいて競走復帰に向けたリハビリテーションをうけることもできます。

また、ＪＲＡの施設内における競走馬の不慮の事故は、中央競馬馬主相互会による競走馬事故見舞金の支給対象となります（Q10－3.参照）。

Q10－2 競走馬診療所とは。

Ａ．　美浦・栗東両トレーニング・センターをはじめ、各競馬場には競走馬診療所を設置し、各種診療および装蹄に対応しています。両トレーニング・センターには、最新の検査機器と手術室を整備し、重症疾患にも対応できる体制を整えています。その費用については、全国統一の徴収基準に基づき調教師を経由して徴収します。

また、競馬の根幹である公正競馬に関する業務に従事し、獣医療の面から、出走馬に対する馬体検査や禁止薬物の管理等の業務を行っています。

さらに、競走馬が集団管理されているトレーニング・センターで伝染病の蔓延を予防するために消毒や予防接種等の各種防疫業務も行っていますが、中でも病原体の侵入を防ぐ上では入厩検疫が最も重要な業務であり、ＪＲＡの施設に入るためには、新入厩・再入厩に関わらず、この入厩検疫を受けなくてはなりません。

なお、本会診療所のほかに個人開業の獣医師もおり、美浦・栗東両トレーニング・センター内で診療業務を行っています。

Q10－3 競走馬事故見舞金とは。

Ａ．　中央競馬の競走馬登録を受けている馬において、ＪＲＡの施設内における不慮の事故に対して支給されるものをいいます。支給される見舞金の額は、競走中と調教中の違い、また疾患の程度により異なり、中央競馬馬主相互会の規程に定められています。

　中央競馬馬主相互会は、この他にも診療費および装蹄費の補助に関する業務も行っております。これらの詳細は、下記までお問合せください。

中央競馬馬主相互会	〒105-0004	東京都港区新橋 4-7-2 6 東洋海事ビル 3 階 ℡：03-5472-2680
美浦支部	〒300-0493	茨城県稲敷郡美浦村大字美駒 2500-2 美浦トレーニング・センター内 ℡：0298-85-2111（トレセン代表）
栗東支部	〒520-3085	滋賀県栗東市御園 1028 栗東トレーニング・センター内 ℡：077-558-0101（トレセン代表）

【参考】ＪＲＡ場苑校所関係住所

名　　称	住　　所	電　　話
本部	〒105-0003　東京都港区西新橋 1-1-1	03-3591-5251
関西広報室	〒530-0004　大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島ＮＢＦタワー19Ｆ	06-7636-2860
馬事公苑	〒158-0098　東京都世田谷区上用賀 2-1-1	03-3429-5101
馬事公苑宇都宮事業所	〒320-0856　栃木県宇都宮市砥上町 321-4	028-647-0650
競馬学校	〒270-1431　千葉県白井市根 835-1	047-491-0333
競走馬総合研究所	〒329-0412　栃木県下野市柴 1400-4	0285-44-0090
競走馬ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ	〒972-8325　福島県いわき市 常磐白鳥町上ノ原 71	0246-43-3185
日高育成牧場	〒057-0171　北海道浦河郡浦河町 字西舎 535-13	0146-28-1211
宮崎育成牧場	〒880-0036　宮崎県宮崎市花ケ島町 大原 2347	0985-25-3448
栗東ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ・ｾﾝﾀｰ	〒520-3085　滋賀県栗東市御園 1028	077-558-0101
美浦ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ・ｾﾝﾀｰ	〒300-0493　茨城県稲敷郡美浦村 大字美駒 2500-2	029-885-2111
札幌競馬場	〒060-0016　札幌市中央区北 16 条西 16-1-1	011-726-0461
函館競馬場	〒042-8585　北海道函館市駒場町 12-2	0138-53-1021
福島競馬場	〒960-8114　福島県福島市松浪町 9-23	024-534-2121
新潟競馬場	〒950-3301　新潟市北区笹山 3490	025-259-3141
中山競馬場	〒273-0037　千葉県船橋市古作 1-1-1	047-334-2222
東京競馬場	〒183-0024　東京都府中市日吉町 1-1	042-363-3141
中京競馬場	〒470-1132　愛知県豊明市間米町敷田 1225	052-623-2001
京都競馬場	〒612-8265　京都市伏見区葭島 渡場島町 32	075-631-3131
阪神競馬場	〒665-0053　兵庫県宝塚市駒の町 1-1	0798-51-7151
小倉競馬場	〒802-0841　北九州市小倉南区北方 4-5-1	093-962-3236